

## 料金の納期限内納付にご協力を

お問い合わせ先 料金収納課 ☎077-528-2014

水道、ガス料金及び下水道使用料は、納期限内に納めていただきますようお願いします。

なお、納期限を過ぎて下水道使用料を納付されますと、大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づき延滞金がかかる場合があります。詳しい内容については、企業局ホームページをごらんください。

## 漏水調査にご協力ください

お問い合わせ先 水道計画管理課 ☎077-528-2606

企業局では、水道管の漏水事故などを未然に防ぐため、毎年、6月下旬から翌年2月下旬の間、漏水調査を行っています。道路上および水道メーター付近を調査しますので、大津市企業局発行の身分証明書を携帯した委託業者の職員が、宅地内に入らせていただいております。

水道メーターの検針と同様に、お客さまに立ち会いをしていただく必要はありませんが、水道管やメーターの上に、自動車、オートバイ、鉢植えがある場合や飼い犬を近くにつながれている場合等、調査に支障が生じることがありますのでご配慮ください。

この調査でお客さまに費用請求をすることや、物品等を販売することは一切ありませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 漏水による減免について

お問い合わせ先 料金収納課 ☎077-528-2014

地中などで発見できない水漏れにより、水道使用量が高額になった場合、水漏れの発見後速やかに適切な修繕がなされていれば、水道料金が減免できる制度があります。制度の利用には、指定工事店で漏水を修繕した証明書が必要となります。(箇所によっては、その他の工事店も認められます。) 詳細につきましては、料金収納課 (077-528-2014) へご相談ください。

## 水道・ガスメーターの 取替えにご協力を!

お問い合わせ先 料金収納課 ☎077-528-2625

計量法に基づき水道メーターは8年、ガスメーターは10年(一部は7年)で、新しいメーターに取替えを行っています。対象となるご家庭(施設)には、事前にハガキ等にて通知を行い、企業局から業務を受託している工事店の社員がお伺いし、メーター取替えを行います。検針時に正確な使用量を計算するためにもご協力をお願いします。

なお、メーターの取替え時に、お客様に費用を請求することはございません。

地 域	工 事 店
●志賀地域 (ローズタウンを除く) 大津市小野から北小松まで	西原水道設備工業 ☎077-594-1056
●北部地域 (ローズタウンを含む) 大津市葛川細川町から二本松まで	大進管工(有) ☎077-579-1145
●中部地域 大津市錦織三丁目から螢谷まで	(株)日新設備 ☎077-522-1480
●南部地域 大津市国分一丁目から青山八丁目まで	奥村管工(株) ☎077-545-1169

## 下水道に油を流さないで!!

お問い合わせ先 下水道計画管理課 ☎077-528-2764

市内において、油の不適切な排出により、下水道管の詰まりや悪臭が発生しています。下水道に油を流すと油分が固まり、下水道管にこびりついて詰まりの原因になります。

また、流れた油分は下水処理場の働きを低下させます。油が残った場合には、新聞紙やキッチンペーパーに吸わせる、または固化剤等で固めるなどして、決して下水道に流さないようにしてください。

油は直接排水口に  
流したらあかんで!  
油はふきとってや~!

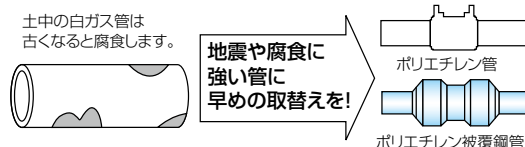


## 敷地内の古くなったガス管 の取替えをおすすめします

お問い合わせ先 ガス施設課 ☎077-528-2610

昭和62年以前に埋められた敷地内のガス管は「白ガス管」（亜鉛メッキ鋼管）というガス管が使用されており、古くなって腐食が進んでいる恐れがあります。

本市では、ポリエチレン管など、耐震性、耐腐食性が高いガス管への取替えをおすすめしています。



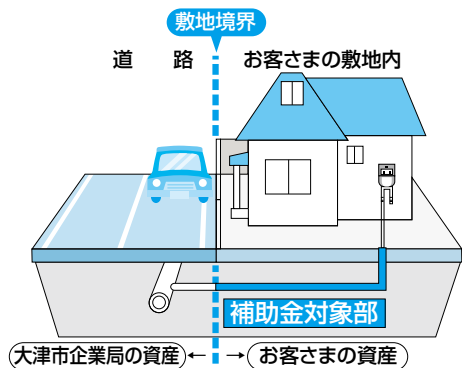
### ガス管の取替え費用に係る補助金制度があります!

敷地内のガス管の取替えに係る費用はお客さまのご負担となります。本市では、「地震対策」と「お客さまの費用負担の軽減」を目的とした「**大津市ガス経年埋設内管改善工事補助金制度**」を設けています。

ガス経年埋設内管（灯外内管※）の改善工事費※に対して、最大2分の1を補助します。但し、上限額は既設ガスメーターの1号数あたり、10,000円となります。

※灯外内管：敷地境界からガスメーターまでの配管

※改善工事費：本市に申請される補助金対象部のガス工事費



## ガスの安全点検 6～8月

お問い合わせ先 ガス施設課 ☎077-528-2610

ガスを安全に安心してお使いいただくため、ガス事業法に基づき約3年に1度、お客さま宅の内管漏えい検査、消費機器調査、安全使用周知を実施しています（15分程度）。

点検には、企業局が業務を委託している「株式会社大津ガスサービスセンター」の点検員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

6月～8月の予定は次の地域です。（地域によっては、一部変更になる場合があります。）

メーター検針時の「**ご使用量のお知らせ**」に安全点検の予定を記載しています。

点検月	地域
6月	馬場一丁目～三丁目、鶴の里、竜が丘、木下町、池の里
7月	昭和町、相模町、膳所一丁目～二丁目、丸の内町、本丸町、中庄一丁目
8月	中庄二丁目、御殿浜、杉浦町、別保一丁目～三丁目、秋葉台、石山外畑町（※）

※石山外畑町は、液化石油ガス（プロパンガス）関連法に基づく点検となります。